

史跡河越館跡保存活用計画



令和 7 年 3 月
川越市教育委員会

序

武蔵国有数の勢力を誇っていた河越氏ゆかりの史跡である河越館跡は、中世武家政権を支えた在地領主の館跡として古くから知られ、昭和 7 年（1932）に県の史跡、昭和 59 年（1984）に国の史跡に指定されました。

史跡整備に伴う発掘調査の成果を受け、史跡の一部を対象に平成 19 年（2007）～平成 21 年（2009）にかけて第 1 期整備工事を実施し、平成 21 年（2009）11 月に国指定史跡河越館跡史跡公園を先行して開園しました。開園後も史跡整備に伴う発掘調査を継続し、史跡の未整備部分についても整備を検討しています。

河越館跡は県史跡の指定から 90 年、国史跡の指定から 40 年が経過しましたが、近年では史跡の適切な保存とともに多様な活用を行うことが求められるなど、史跡を取り巻く環境は大きく変化しました。

これらの状況を踏まえ、史跡の管理団体である川越市教育委員会は、河越館跡の将来的な保存活用の基本的な方針を明確にした、「史跡河越館跡保存活用計画」を策定することといたしました。

今後はこの計画を基に、河越館跡を将来にわたって保存し、後世に継承していくとともに、史跡の活用を通じてより多くの皆様方に訪れていただけるよう、史跡の価値と魅力を発信してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、川越市河越館跡整備検討委員会の皆様並びに文化庁、埼玉県教育委員会及び関係諸機関より御指導を賜りました。謹んで御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

川越市教育委員会

教育長 新保 正俊

例 言

1. 本書は、埼玉県川越市大字上戸ほかに所在する、国指定史跡河越館跡の保存活用計画である。
2. この計画の策定事業は、川越市教育委員会が主体となり、令和4～6年度の3か年にわたり実施し、令和6年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）の交付を受けた。
3. 計画の策定は、川越市河越館跡整備検討委員会による検討と指導を経て行われた。
4. 事業に係る事務は、川越市教育委員会文化財保護課が行った。
5. 本書の作成にあたり、計画策定の支援を株式会社イビソクに委託した（令和6年度）。
6. 事業の実施にあたり、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課の指導・助言をいただいた。

目 次

序

例言

第 1 章 保存活用計画策定の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 1 節 計画策定の沿革

第 2 節 計画策定の目的と対象範囲

I. 計画策定の目的

II. 計画の対象範囲

第 3 節 計画策定に向けた検討体制と経過

第 4 節 上位および関連計画と本計画の位置づけ

I. 上位計画における史跡河越館跡の位置づけ

II. 関連計画と本計画の関係性

第 2 章 史跡河越館跡の自然的・社会的・歴史的環境・・・・・・・・・・ 11

第 1 節 川越市の概況

第 2 節 自然的環境

第 3 節 社会的環境

第 4 節 歴史的環境

第 3 章 史跡河越館跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第 1 節 史跡指定に至る経緯

第 2 節 史跡指定の状況

I. 指定告示

II. 指定説明文

第 3 節 文献調査の成果からみる河越館跡

I. 平安時代末期の河越館

II. 鎌倉～南北朝時代の河越館

III. 都市的な場の時代

IV. 上戸陣の時代

V. 大道寺氏の時代

第 4 節 発掘調査成果からみる河越館跡

I. 指定に先立つ発掘調査

II. 指定後に実施した発掘調査

III. 発掘調査成果に基づく河越館跡の様相

第 5 節 指定地の状況

第4章 史跡河越館跡の本質的価値と構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第1節 史跡河越館跡の本質的価値を構成する要素	
第2節 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
Ⅰ．本質的価値に準じる価値を構成する要素	
Ⅱ．社会的価値を構成する要素	
第3節 構成要素の特定	
Ⅰ．本質的価値を構成する要素	
Ⅱ．本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
第5章 史跡河越館跡の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第1節 保存管理	
Ⅰ．史跡指定地内の現状	
Ⅱ．史跡指定地外の現状	
Ⅲ．保存管理の課題	
第2節 活用	
Ⅰ．活用の現状	
Ⅱ．活用の課題	
第3節 整備	
Ⅰ．第1期整備事業の検証	
Ⅱ．第1期整備範囲の現状	
Ⅲ．第1期整備範囲の課題	
Ⅳ．第2期整備範囲の現状	
Ⅴ．第2期整備範囲の課題	
第4節 運営体制	
Ⅰ．運営体制の現状	
Ⅱ．運営体制の課題	
第6章 史跡河越館跡の保存と活用に関する大綱と基本方針・・・・・・・・	91
第1節 大綱	
第2節 基本方針	
Ⅰ．史跡を将来にわたって確実に保存し継承するための適切な保存	
Ⅱ．史跡を理解するための整備・サイン計画の推進	
Ⅲ．地域社会が一体となった活用の積極的な推進	
Ⅳ．史跡の本質的価値を活かした学習と活用につながる整備の推進	
Ⅴ．持続可能な史跡管理	
第7章 史跡河越館跡の保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第1節 基本方針	
第2節 方法	

Ⅰ．史跡指定地内における現状変更の取扱い方針と取扱い基準	
Ⅱ．史跡指定地外における取扱い方針と取扱い基準	
Ⅲ．防災・減災	
第 8 章 史跡河越館跡の活用・・・・・・・・・・・・・・・・	100
第 1 節 基本方針	
第 2 節 活用の主体と方法	
第 9 章 史跡河越館跡の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	106
第 1 節 基本方針	
第 2 節 方法	
第 3 節 整備の内容	
第10章 史跡河越館跡の運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・	111
第 1 節 基本方針	
第 2 節 方法	
第11章 保存管理と活用指針・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第 1 節 短期計画【令和 7 年度（2025）～令和 11 年度（2029）】	
第 2 節 中・長期計画【令和 12 年度（2030）～令和 21 年度（2039）】	
第 3 節 進捗管理	
関係法令集・・・・・・・・・・・・・・・・	117
引用参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・	140